

## 平成28年度第2回国民健康保険運営協議会 諮問事項概要

### 諮問事項（1）国民健康保険料の改定について

国民健康保険財政の健全化に向け、段階的に保険料を引き上げるため、国民健康保険料の規定を、現行の「料率方式」から「賦課割合方式」に改め、区分ごとの賦課割合を下表のとおりとするものです。なお、改正後の賦課割合に基づき算定した料率は、現時点での29年度見込としては下表のとおりです。（今後の動向により変更となる場合があります。）

区分		現行		改正後	
		料率	賦課割合 (28年度予算)	賦課割合	料率 (29年度見込)
医療分	所得割	6.8%	67%	63%	6.8%
	均等割	14,100円	22%	27%	17,400円 (+3,300円)
	平等割	12,500円	11%	10%	12,500円
支援金分	所得割	2.2%	58%	55%	2.2%
	均等割	10,500円	42%	45%	11,900円 (+1,400円)
介護分	所得割	2.0%	56%	55%	2.0%
	均等割	13,100円	44%	45%	13,100円
計	所得割	11.0%			11.0%
	均等割	37,700円			42,400円 (+4,700円)
	平等割	12,500円			12,500円

※保険料率を決定する場合において、小数点以下第3位未満の端数又は100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

※保険料率を決定したときは、速やかに告示する。

施行日は平成29年4月1日とし、平成29年度以降分の保険料に適用します。